

第 3 回

区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議

議 事 録

平成25年2月8日

東京都福祉保健局 高齢社会対策部

第3回区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議

東京都庁第一本庁舎42階北塔 特別会議室B

平成25年2月8日（金曜日）午後7時00分から

1 開 会

2 議 事

「見守りの手引き（仮称）」原稿案について

3 閉 会

〔配布資料〕

（資料3-1）区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議 委員・幹事名簿

（資料3-2）区市町村の高齢者見守り体制充実に分けた関係者会議 ネットワークワーキンググループ委員名簿

（資料3-3）「見守りの手引き（仮称）」の概要について

（資料3-4）「見守りの手引き（仮称）」原稿案

（資料3-5）「区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議」審議事項・スケジュール（案）（平成25年2月8日版）

（参考資料）「見守りアセスメントシート」

午後7時00分 開会

○新田課長 予定の時刻になりましたので、ただいまから第3回区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議を開催いたします。

私は事務局を務めます高齢社会対策部在宅支援課長の新田です。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、お願いがございます。ご発言に当たっては、お手近に置いてありますマイクをご使用ください。

それでは続きまして、本日ご欠席との連絡をいただいている委員の紹介をさせていただきます。立川市大山自治会長の佐藤良子委員につきましては、所用により欠席とのご連絡をいただいております。また、都市整備局都営住宅経営部の渡邊幹事につきましても、業務の都合により欠席となっております。

遅れていらっしゃる委員のご紹介をいたします。中野区地域支えあい推進室の朝井委員、多摩市の伊藤委員につきましては、遅れるとの連絡をいただいております。

また、幹事の高齢社会対策部介護保険課長の横手幹事につきましても、業務の都合により本日欠席となっております。。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

お手元の次第にもございますが、資料3-1と3-2は、全体会議とワーキンググループの委員・幹事名簿となっております。資料3-3は、「見守りの手引き（仮称）」の概要を示した資料となっております。A3、2枚組の資料です。資料3-4、厚い資料ですがけれども、「見守りの手引き（仮称）」の原稿案となっております。この資料につきましては、傍聴にお越しの皆様におかれましては、この原稿はまだ未定稿ということがございまして、お帰りの際には席上に残したままお帰りいただくようお願いいたします。資料3-5は、今後のスケジュールを示した資料です。

最後に、委員のみの参考資料といたしまして、小林委員長からご提供いただいた「見守りアセスメントシート」をお配りしています。こちらは個人情報が含まれておりますので、席上に残したまま、お持ち帰りになりませんようお願いいたします。

それでは、小林委員長、今後の進行をお願いいたします。

議 事

「見守りの手引き（仮称）」原稿案について

○小林委員長 皆さん、こんばんは。お忙しいところ、ありがとうございます。

それでは早速、議事の「見守りの手引き」原稿案の検討を始めさせていただきます。

進行方法ですけれども、手引き原稿案は大変分量が多いために、項目ごとに区切って事務局から説明をいただきます。その後で議論を行いたいと思います。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○新田課長 まず、資料3-3に基づきまして、「見守りの手引き（仮称）」の概要について、第1章の部分について説明したいと思っております。資料3-3のほうにページ数が書いておられて、必要に応じて資料3-4の原稿案のほうを確認いただければと思っております。

この概要につきましては、原稿案もそうなんですけれども、これまで小林座長が務めましたネットワークワーキンググループにおきまして、9回にわたる議論を踏まえて作成したものであります。

第1章は、「高齢者見守りネットワークについて」と題しまして、見守りの必要性ですとか種類、そして有効に機能する見守りネットワークの姿と、その中における各主体の役割についてまとめております。委員の皆様方におかれましては、既に送付済みということで、本文を参照しながら聞いていただければと思います。

それでは、資料3-3のほうの説明に移ります。

まず1つ目、「今、何故、見守りが必要なのか」というところで、ここは原稿案の1ページのところですけれども、超高齢化社会の到来に伴いまして、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加しております。こうした中、見守りというのは自治体にとって喫緊に取り組むべき行政課題であるとともに、住民同士でも支え合う共助の取り組みでもあります。こうしたことから、見守りは、住民、民間事業者、行政等、様々な主体がそれぞれ役割分担のもとに連携して行われることが重要です。これは地域包括ケアシステムの構築へとつながっていくものです。

続きまして、右のほうにいきまして、見守りの種類です。

1ページのところに掲げておりますけれども、見守りは次の3つの種類に分けられるという形で整理しております。これらの3つが相互に機能を分担し合い、見守りが必要な人に合わせてさまざまな組み合わせで行われていくということです。

その3つとは、まず、1つ目が緩やかな見守りです。これは、地域住民ですとか民間事業者

が日常生活・日常業務の中で、いつもと違う、何かおかしいと感じる人がいたら専門の相談機関に相談するなど、地域で緩やかに行う見守り活動です。

2つ目が担当による見守りです。これは、定期的な安否確認ですとか声かけが必要な人に対して、民生委員ですとか老人クラブ、住民ボランティア等が訪問するなどして、担当を決めて定期的に行う見守り活動です。

3つ目が専門機関による見守りでして、認知症、虐待を初めとして対応が困難な課題を抱えている人に対して、地域包括支援センター、シルバー交番等の専門機関の職員が専門的な知見を持って行う見守りです。

次に、下のほうにいきまして、「見守りネットワークとは」と。高齢者の見守りネットワークとは、地域住民、民間事業者、専門機関等、地域の様々な主体がそれぞれの役割分担のもと相互に連携しながら活動を行うことで、誰もが安心して暮らし続けられる体制が構築されている状況を指します。ネットワークとしては、次の3つのものがあるというふうに整理しております。1つは区市町村、地域包括支援センター・シルバー交番と、そして地域住民が、それぞれの役割に応じて構築していきます。下の図にございますように、相互の、今の3つのネットワークが連携することで、地域において有効に機能していきます。

次、右側に移りまして、このネットワークにおけます各主体の役割を整理しております。

1つ目が、区市町村がつくるネットワークの基盤です。これは、区市町村はネットワークの基盤を広域的に整備することで地域包括支援センターやシルバー交番などが機動的かつ効果的に見守り活動を行えるように支援を行います。具体的には、まず1つ目として見守りの仕組みづくり、庁内組織横断的な連携対策の構築ですとか民間事業者等との協定の締結です。2つ目として個人情報共有のための取り組み、3つ目として人材の育成、4つ目として権限の行使です。

次に、地域包括支援センター・シルバー交番がつくるネットワークがあります。地域の見守りの専門機関としての役割を担うとともに、担当の圏域内でいろいろな地域資源と連携してネットワークを構築する。これも3つに整理しております。1つ目が、地域からの多様な相談に応じるとともに、通報を受けて必要な対応につなげる、2つ目が見守りネットワークの構築、3つ目が、個別の相談から地域の課題を洗い出し、解決策の検討につなげていくということです。

最後が、地域住民がつくるネットワークということで、団地ですとか町会・自治会の単位で、地域住民から主体的にネットワークを構築しています。主体的に独自のネットワークを構築し

たり、見守り専門機関との連携・協力をしていくと、こういうネットワークをつくっています。その下にありますように、主な地域の見守りの担い手ということで、民生・児童委員ですとか社会福祉協議会、町会・自治会、老人クラブについて、本原稿では整理しております。

また、その下にいきまして、5番目、民間事業者との連携・協定についてということで、民間事業者との協定の中で定める事項ですとか、協定締結のポイントについて示しております。

6番目、これは作成中ですが、見守りの担い手となる人材の育成について書いていく予定になっております。

第1章の説明については以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に基づきまして、また配布されております案に沿いまして議論をしていただきたいと思います。1章ですが5つに分かれておりますので、それぞれにつきましてご意見をお願いしたいと思います。

最初のところ、1、なぜ見守りが必要なのか、それから見守りの種類、あたりまでのご意見をいただきたいのですが、ワーキンググループで議論をしておりましたときに、今回の報告書の一つのポイントは、緩やかな見守りという概念をはっきり出そうということがかなり重要な提起になっていたと思います。見守りという行為は皆さんいつもやっていたりすることでありまして、また、見守りといえば、いろいろな形があるということだったのですが、この検討会では「緩やかな見守り」ということをある程度定義をして使ってみようと考えます。関連しまして「担当による見守り」というような、現代のように孤立化が進んでいる社会で、このような種類の見守りがあるということ提起してみようということになっていると思います。

これとの関連で、1のところ、なぜ見守りが必要なのかということを書いて、ただ今ご説明いただきましたように、これはやはり社会全体で取り組まなければいけないということを書いてみよう、住民と、真ん中のところのシルバー交番や地域包括支援センター、さらに後でご議論いただきますけれども、行政の役割というところも含めた大きなネットワークを考えてみようという構成になっていると思います。ここまでのところで何かご意見等はございますか。

どうぞ、藤原委員、お願いいたします。

○藤原委員 先陣切って。きれいにおまとめいただきまして、本当にわかりやすく簡潔で、すばらしいかと思えます。

ちょっと1点、見守りの種類のところで、今、委員長がおっしゃいましたように、緩やかな見守りというのを非常に私どもも重要だと思っております。

その中で、緩やかな見守りの中で、一つは、あくまで地域活動とかに限定せずに、もう少し広い意味での社会活動、趣味活動とかサークル活動とか、あるいはボランティア活動に電車やバスを利用する徒歩圏外の広域からでも参加しているひとり暮らしの方というのは非常に都内の場合多いんですね。そういった方が、お元気なときは、社会参加を進めていられるので安心なんです、だんだんいろいろ心身の不具合とかライフイベントで欠席していったりとか、あるいは、そのままいなくなってしまうということも多いんですね。そういったときに、田舎のほうですと、どこのだれさんがこのごろ来なくなったなということがわかったりしていいんですが、やはり東京のような大都市の場合、都市の匿名性といいますか、サークルで会ったときはわかっているけれども、来なくなったらそれっきりというようなおつき合いが案外多いんですね。

でも、そういう孤立の一次予防的な大多数の一般の方を前もって予防するという意味では、こういった社会活動でできるだけ未然に、「ちょっと怪しくなってきたら声かけてね」とか、「私ひとり暮らしだから連絡なしに欠席したときはちょっと気をかけてね」といったような、そういった一言があれば、かなりの部分が早期発見につながっているような事例も経験しております。我々はいろいろな団体さんとおつき合いしていても、普通、趣味の活動ですと、あくまで趣味のおつき合いですから、さほど孤立とか孤立の予防という意識を持っていらっしゃらないんですが、裏を返せば、そういう孤立の予防、このサークル活動というのは孤立の予防にもつながっているんですよといったような啓発といいますか、教育をインプットすれば、非常に意識が変わられる部分もあります。この緩やかな見守りの中で、社会活動への参加というものも見守りの一つの入り口になるというようなところを、ちょっとお加えいただければありがたいと考えております。

○小林委員長 ありがとうございます。これは大変重要なポイントになるかと思えます。

2ページ目の①の表にも要約が書いてありますけれども、緩やかな見守りの説明が3項目にわたって書いてあると思えます。ここは、今、藤原委員がおっしゃったように、一般の地域活動、地域の市民活動の中から、この緩やかな見守りというところだけを切り取ってきて書いてあるわけですね。しかし、今おっしゃるように、本当は地域活動があったほうがもちろんいいし、必要なことです。そのような中での気づきがこういう緩やかな見守りという概念をつくり出してきていると考えてもよろしいのではないかと思います。ただ、今、藤原委員がおっしゃったことはここには必ずしも書いてありませんので、通常地域活動、市民活動等を通してというようなことがあるともちろん厚みが出てくるのではないかと思います。なお、おっしゃっ

たように、本当に見守りということに意識しなければならない時代になったというのでしょうか、普通の方々もそういうことにお互いに気をつけ合う、気づき合うことが求められる時代になったということが、この緩やかな見守りという言葉の中に凝縮されているような気がします。その辺の書きぶりを少し考えさせていただければと思います。よろしいでしょうか。大変重要なご指摘だと思います。

ほかはいかがでしょうか。一遍に手が上がりましたが、羽石委員、お願いします。

○羽石委員 地域の住民の方々は、さきほど先生がおっしゃったように、意識はあるんですけども、なかなか緩やかな見守りのガイドラインというか、枠を決めていただくことで非常に、通報というか、そういったものがしやすくなる状況はあると思っています。ですので、現状では地域住民の方が、やはりプライバシーの侵害になるんじゃないか、自分が言っていることは間違いじゃないかというふうな、非常に疑心暗鬼の中でなかなか声を上げられない状況がありますので、そういった意味では、そこら辺がはっきり出るということは動きやすいことがあるのと、バックアップというところが見えてくるということだと思って、いいと思います。

○小林委員長 ありがとうございます。今おっしゃった後半のほうは、後のほうのシステム、あるいは、ネットワークのところまでとらえてはどうかということですね。

見守りという行為を意識してください、その結果をきちんと受けとめる場、組織、ネットワークが必要だということについては、後ろの方のネットワークのところでも議論していただきますが、見守りという行為とそれを支えるシステムの両方があるということをご存知いただきたいということでしょうか。それが現代の仕組みの中で非常に重要になってきているということが伝わるというと考えておりますので、この辺もまた工夫させていただきたいと思います。

香川委員、どうぞ、お願いします。

○香川委員 先ほど藤原委員さんのほうがおっしゃっていた、地域の力によって孤立化を早目に予防していくという視点なんですけれども、これも立派ですね。

孤立化を早目に予防していく。この孤立化が進んでいったときにどうなるかという、極端な例で言うと、盛んに報道されました孤立死という問題につながっていくというのがリスクとしてあって、この「今、何故、見守りが必要なのか」という、この手引きが、どうしてこういうものがつくられたかという根拠の中に孤立死のことに触れていく必要ってあるんじゃないかなということ、これを今見て一つ思いましたのと、もう一つ、見守りをどんなふうやっていくか、どんな人たちがどんなふうやっていくかということがすごく書かれているんですが、どんな人たちが見守られる人たちなんだろうという視点で考えますと、例えば認知症であった

り独居であったりというキーワードは出てくるんですが、1の「今、何故、見守りが必要なのか」の中の下から2つ目の○のところなんです、地域の力だけでは解決できない困難なケースというふうになりますと、こういう方たちというのは一般的には、ケアマネージャーがケアプランを作成して、サービスを入れることによって見守りを行っていくというような、それはこの手引きの中で見守りという中に入ってくるかどうかというのは、解釈のこともあると思うんですが、見守っていくべき方々というのは、この場合だと地域の力だけでは解決できない困難なケースであって、サービス導入が非常に難しいような状況に陥っているような方、それが地域包括支援センターですとかシルバー交番が担っていく対象になってくるんだらうと思うんですね。そのあたり、少しはっきりと書いていったほうが、地域包括とシルバー交番というふうにここで言い切るんであれば、困難なケースであればなおかつサービスにつながらないとか、そんな書き方のほうがより適切かなという印象を受けました。

○小林委員長 これは、見守りの対象規定と普通言うのでしようが、なかなか難しい点がありますね。包括とシルバー交番の役割分担の問題もありますし。

多分、今おっしゃった論点は2つあって、藤原委員が言われたような意味で、地域活動をしていながら、「あ、大丈夫かな」といような意味での見守りと、拒否、最近の言葉で言うとセルフネグレクトというような、支援を拒否する、あるいは遠ざけようとするというのでしょうか、そういう方々がたくさんでてきたという文献が出るようになりましたね。

ここの○の幾つ目でしょうか、香川委員がおっしゃった、上から5番目の困難ケースという場合には、確かにおっしゃるような意味で、包括が多分対応してくださるのだらうと思いますし、虐待の場合ですと、これはもちろん区役所・市役所での対応ということになります。それはもうそうだと思います。

ただ、そこにいく際に、なかなか屋内に入るのが難しいとか、明らかに健康状態が悪いのに支援を拒否するというような方、ということも前提になるかと思います。細かく書いていくと、多分いろんな形が出てきますし、さらには、悪質商法の被害に遭いそうな人などもこの見守りの中に入ってくるのではないかと思います。

ただ、今おっしゃったようなところ、やはり書いたほうがいいのかもかもしれませんね。一般的に言えば、これはどこでも書かれていることですが、高齢者人口やひとり暮らしの増加ですとか、今ご発言いただいたように孤立死の問題であるとか、経済的な問題だけではなくて、判断能力の意味で虚弱な人たちがおられて、そこはやはり見守りの対象になる可能性は十分あるのではないかなと思います。

ただ、これを並べて書くのはなかなか難しいのですが、いかがでしょうか。

どうぞ、羽石委員。

○羽石委員 ある程度、確かにそういう方たちがやはり見守りの対象だというのはよく分かっているんですが、そういう方たちを非常に特別視するような表現になることは避けたいと思っていて、ここ、「一方で、見守りは」というふうに、上から○の、昔、日本にあった向こう三軒両隣というか、そういったもともと持っている見守りというところが、やはり本来根差している部分だったとは思っているんで、例えばという形で、こういう方たちがある程度見守りの対象になることは多いかもしれないというふうな書き方はいいと思うんですが、羅列して、こういう方たちがという形での、何か偏った見方にならなければいいなと思ったりなんかするんですけれども。

○小林委員長 挙げましたら、たくさんありますね。ごみ屋敷、自殺、虐待など、いろいろ最近並ぶようになりましたけれども、そういう書き方ではないほうが確かにいいかもしれません。もう少し一般的な、見守りということで範囲に入ってくるような方々のほうがいいかもしれませんね。この辺は工夫が必要かもしれませんが、そういう方がいるということを前提として、もう少し書いていただけるといいのではないかという感じがいたします。

どうぞ、狩野委員。

○狩野委員 2番の見守りの種類のところで、今の議論とは、きっと見守りの対象の問題と主体の問題と、それから見守りの質と量の問題、その3つだろうと思うんですけれども、ちょっと気になるのは、その見守りの種類の中で、緩やかな見守りを定義したというのはすごくわかりやすく、住民、都民の方にアピールするのにいいなと思うんですけれども、緩やかな見守りと、2番目の3番目というのはどちらかという主体による区分をしているので、ちょっと私もすぐ思いつかないんですけれども、例えば2と3も、何か緩やかな見守りに対応するような言葉があるといいなというふうに感じています。

それと、種類というと、何かこの3つが別々のものというふうにとらえられがちなんですけれども、その3つの関係をもうちょっとわかりやすくするには何か、例えば三層の見守りなのか、あるいは3つのレベルの見守りなのか。いろんなあると思うんですけれども、ちょっと種類というと、3つの関係が少しわかりにくいというのが私の意見です。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。きょうは多分そういう議論をたくさん出していただけてのではないかと考えております。では、吉田委員のご議論もいただきましょう。

○吉田委員 新宿区の吉田です。

今、先にご発言いただきましたけれども、私もちょっとこの2番目、1、2、3の種類について気になって、特に2の担当による見守りと、やはり専門機関による、このところのこういう表現が果たしていいのかなど。新宿区の場合は、この1、2というのは、どちらかというところとトータルで区切れない、まさしく皆さん、区民の、地域の力による見守りで、それを何かあったときには専門機関がきちっと対応していきますということで、見守りをしていた中でさまざまなケースが出てきまして、そこでやっぱり受けて、あと対応して差し上げるのが、ここにある包括であったり、そしてシルバー交番であったり、あるいは最後は区のほうできちっと一緒にかかわっていかないといけないと思っておりますので、ちょっとこの2の表現が、皆様のご意見で整理をしていただければと思います。

○小林委員長 では、事務局から、この整理はどういう観点から整理なさったかということについてお願いします。

○新田課長 地域の中では、この3つの見守りの、先ほど種類という言葉がどうかということもありましたけれども、この3つが相互に連携し合って、地域の見守りが必要な方を支えていくということになっています。

緩やかな見守りの次なる担当による見守り、確かにここの表現の仕方につきましてはワーキングの中でもいろいろな議論があったのですが、これは、ある程度もう見守りが必要な人の対象を絞って、それを見守る人も決めるといような概念で、緩やかな見守りよりも、より一歩進んだ見守りが必要な人を対象としている、そういうことをこれはイメージしております。

3番目は専門機関ですので、さらに専門的な対応が必要な方の見守りという形で、ワーキングでは整理してきたと思います。

○小林委員長 理屈を申しますと、この分類には、私の理解では3つの視点が入っていると思います。

狩野委員がおっしゃったように、対象がどういう方かという観点からの分類、2番目は、だれがという観点、つまり主体による分類、3番目は方法というのでしょうか、ここでは種類という概念が使われています。今おっしゃったように、この分類では、方法と主体のところと一緒になっていますね。ただ、この組み合わせをつくりますと6種類になってしまいますので、これは見守りの分類としてはやや多過ぎるだろうと思います。

そうすると、吉田委員がおっしゃったように、緩やかな見守りは大体住民にやっていただけ

ると考える。担当と言われていたのは、これは実態的には、幾つかの自治体でやっているように、民生委員さんですとか老人クラブですとか、最近では見守りサポーター、協力員のような仕組みをつくっている自治体もあります。それから専門機関、ここではシルバー交番ができましたので、シルバー交番という見守りに特化したバックアップの仕組みができたことは非常に大きいと思います。

主体で分けるとこうなるのですが、見守りの方法で言いますと、やはり緩やかなのか、1対1で対応ができて見守りかということになって、これはなかなか難しい。

はい、どうぞ。

○藤原委員 私どもも、偶然なんですけれども、こういった3つのレベルに分けて、よく講演会とかで解説しています。結局、緩やかな見守りというのが孤立の一次予防的な概念で、一般に住民同士で広く全体を網羅するような形で、その住民さんだけの緩やかな見守りだけで対応できないような場合なんかですと、担当による見守りということで、二次予防的な概念になるかと思うんですね。いよいよ民生委員さんでもちょっと厳しい、町会・自治会の役員さんでも厳しいというときに専門機関の出番で、本当に最後の砦の三次予防ということになるかと思えます。そのあたりを、表に示すというのと同時に、図表化といいますか、フローチャートみたいな形にして示すことがあります。

結局、実際、緩やかな見守りで、発見して、しばらくは見守っているわけですが、やっぱりこれは手に負えないなとなったときに速やかに、自分で①の段階で抱え込むのではなくて、速やかに次、②にバトンタッチするとか、③にバトンタッチするとか、あるいはダイレクトに①から③というパターンもあると思います。そういう、次どこへ連絡するかといった矢印つきの概念図みたいなものを使うと、住民さんは、自分はどこの役目をしているのかなというのが理解していただけると思います。ですので、図にして考えてみるというのも一つかなと思います。

○小林委員長 そうですね、確におっしゃるとおりだと思います。一次、二次、三次というのはおもしろいですね。そういう意味も確かにあります。

ただ、サービスが入っても、例えば三次になったとしても、それでもやはり何か緩やかな見守りも必要だという場合もあります。つまり、重複する場合もありますので。

○藤原委員 そうです、おっしゃるとおりで、やはり階層なので、一次、二次、三次と、すき間があいているのではなくて、一次と二次の間は少し重なってしまっていて、二次と三次も重なっていて、グラデーションがついていくような形で表現すれば、イメージもちょっとつきやすい

んじゃないですかね。

○小林委員長 そうですね。では、どうでしょう、この表現はまずいでしょうか。「緩やか」に対して「担当」というのはある程度関係がわかっている、どなたが見守りますよということがわかっている。それと専門的な機関がかかわる、サービスも含めてですが、こういう3つのタイプと考えているのですが、この表現、いかがでしょうか。

○藤原委員 これ自体は非常にいいと思います。わかりやすいですね。

○小林委員長 よろしいですね。ただ、狩野委員が言われたように、いろいろな観点が入ってこうなっていますので、やや日常語に近い表現を使ってみようということで、こういうことになっている。理屈上は、さっき言われたように階層であったり、重なったり、いろんなタイプがあるでしょうね。タイプというか組み合わせがあるでしょうね。

○藤原委員 これ自体は非常にいいと思います。わかりやすいですね。

○小林委員長 よろしいですね。ただ、狩野委員が言われたように、いろいろな観点が入ってこうなっていますので、やや日常語に近い表現を使ってみようということで、こういうことになっている。理屈上は、先ほど言われたように階層であったり、重なったり、いろんなタイプがあるでしょうね。タイプというか組み合わせがあるでしょうね。

○藤原委員 もし——僭越ながら——あれでしたら、例えば、緩やかな見守りから専門機関による見守りという、この言葉も残して、括弧して、例えば一次予防、二次予防、三次予防とか、何か注釈がちょっとあれば、両方の意味でわかりやすいのではないかなとは思いますが。

○小林委員長 特定高齢者ではなくて、一次予防、二次予防にというようなことでしょうか。

○藤原委員 言葉はちょっとまたあれとしても。

○小林委員長 小林委員長 何か似たような話になりますね。

○藤原委員 そうですね、階層的な。

○小林委員長 では、それは少し説明で補うということでもよろしいでしょうか。

我々が考えると、この言葉のほうが何かわかりやすいという感じがしますが、どうでしょうか。

○瀧脇委員 ちょっといいですか。

○小林委員長 はい、どうぞ。

○瀧脇委員 ふるさとの会で今、利用者は1,274人います。もともとホームレス支援から始めた活動ですが、利用者はホームレス経験した人ばかりではなくなってきました。立ち退きとか、さまざまな理由から新たにアパートで暮らし始める高齢者がいたり、今まで施設や病院に長期でいた方のアパート設定から行うこともあります。困窮かつ孤立というような、そういう

高齢者がふえてきており、ホームレス支援のノウハウみたいなものが割と有効な対象者がふえてきたという社会の変化を感じています。

そのうえで、さっきの分類の1、2、3を考えると、まず、地域の緩やかなところとは、あまり地域のネットワークに入っていない人が多いので、まず2から入るとというのが私たちの支援の組み立てになります。担当というのは、NPOとか支援団体が訪問したりして入っていく。そして、入りながら緩やかな見守りというものが地域の中に成立するように働きかけていく。と同時に、認知症とか精神の障害を抱えている人などは、区役所とか地域包括にサポートしていただいているということで、3のほうにつなげていくというような形です。

組み立て自体は特に異論はないんですけども。

○小林委員長 今の点は、ちょっと先のほうに進んでいただきますと、12ページ、13ページに主体、担い手についてという箇所がありますが、この中にNPOが入っていないですね。ですから、NPOと書かせていただくのも一つの方法かと思いますが、これはまた後のほうで検討してみたいと思います。アラジンもということでしたら、どこかに入らせていただくか、考えたいと思います。

では、一応この3つの分類、それからグラデーションがある、いろいろな組み合わせがあるなどを含めて、少し補うような記述にさせていただければと思います。そこまではよろしいでしょうか。

どうぞ、牧野委員。

○牧野委員 全般的な書きぶりの、ちょっと感想なんですけれども、1番のところでは「見守りは、住民同士で支え合う「共助」の取組でもあります。」とはっきり明記してあるんですけども、全般的に、見守りという言葉のイメージとして、あるいは書き方として、どちらかといえば弱い方を元気な方が見守る、主体者としては元気な人だというふうに分けられるんですが、この緩やかな見守りというところの点は、明らかに住民同士の活動を指すんだろうというふうに分けられるんですが、この中で、一方的に行うものではなくて、例えばカフェなどの場合に、高齢者、お互いに来ますと、ご自分の家の鍵をお互いに預かってねという話が出たりとか、やはりそれぞれ、お互いに結果として見守り合っているという行為が起こるんですね。そういう意味で言うと、ここの言葉の中に「お互いに」というのがどうしても含まれてほしいなと思うのが、ちょっとこれが一般市民が見た感想だと思うんです。

よく聞かれるのは、見守りという言葉に対する反発のような心理がありまして、やはり社会的・心理的に孤立している方ほど見守られるということに対して過敏に反応されます。監視さ

れるとか、見守られたくないとか、支援されたくないということをはっきり、本当は必要なのに、おっしゃる方々がいますよね。分野は違うけれども、一緒なんですよ。

だから、そういう方々にも反発されないようなというか、お互いに、みんな市民として同じ立場で助け合いましょうねというふうな、そういうやわらかい言葉をどこかに、途中でいいのかもしれませんが、ちょっとこの最初のところが、どうもその雰囲気足りないように映ってしまうので、もし入れられたらお願いいたします。

○小林委員長 これも議論はしたのですが、結局、この「緩やかな」というのは、そういう意味で言うと、押しつけがましくないという意味ですね。これは態度の問題でもある。気づき合うというのは決して「私が見てあげるから」ということではないので、もっと緩やかです。ですから、さっき言ったように、主体の問題でもあるし、見守り方の問題でもあるし、それから態度の問題でもあるということでしょうか。

「緩やかな」という言葉を分析してみると、いろいろな意味合いがあると思いますが、そこまでは書き切れていないという気もしますので、事務局にお願いして、少し書き加えていただければと思います。

それから、瀧脇委員が言われたように、孤立している人というのは確かにいますので、これも随分議論しました。これはやはり、ある程度専門機関が最初にとっかかりをつけてくださって、そこから始まるのでしょね。

見守りには、そういう意味では2つタイプがあって、一般住民の中での見守りと、それから孤立している人の見守りというのはやはり別で、これは両方対応しなければならない時代になったということがこの中に含まれていると思います。支援を申し出てもやはり拒否する人がいるわけですから、それは専門職の腕が必要だという気がします。ですが、当面、この3つくらいの概念を使えばいいのではないかというような議論なのですが、いかがでしょうか。

○瀧脇委員 先ほど藤原委員がおっしゃった、フローにして見せるというのはすごくわかりやすく大事なと思うんですけども、その際に、この1、2、3が、各々強弱の変化はあっても関わりは継続しているということは確認していただきたいと思います。

○小林委員長 これは、次のネットワークの仕組みのところでも議論していただきたいと思っています。

吉野委員、どうぞ、お願いします。

○吉野委員 高齢者の見守りの手引きとして分かりやすくまとめていただいたと思っております。

高齢化が進む中で高齢者の見守り、高齢化が進む中で元気な高齢者もたくさんおります。それを、地域住民として一くりにしてしまえばそれまでですけれども、老人クラブなどそういう組織に入っていない隠れた高齢者をどのように見守るかという観点から、いわゆる気づきの点から言うと、高齢者仲間同士の見守りも必要だと思います。気になる高齢者に、住民、自治会・町会の役員が行っても心を閉ざしてなかなか話してくれない高齢者も、仲間が行くと心を開くというようなこともありますので、高齢者見守りボランティアとして、元気な高齢者の生きがいを見つける意味でも、緩やかな見守りの一員に加えていただけたらと思います。

○小林委員長 そうですね。後ろの担い手のところ、12ページ、13ページに、おっしゃるような記述を入れさせていただくか、あるいは、仲間が行くと心を開いてくださるというのは、見守りの種類とすると何でしょうか。緩やかな見守りという言葉でいいか、何か別の見守りの種類なのか、種類というより方法なのか。その辺、いかがでしょう。

○吉野委員 緩やかな見守りの中に、そういう意味合いの文言をちょっと入れていただければと思いますけれども。

○吉野委員 緩やかな見守りの中に、そういう意味合いの文言を加えていただければと思います。

○小林委員長 わかりました。それでは、2ページの緩やかな見守りの中に、そのような場合もあるというような例示をつけ加えさせていただくということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

(発言する者なし)

○小林委員長 それでは、次のところで、今度はネットワークです。ネットワーク、つまり、見守りが切れ目なく行われるということなのですが、それを支える仕組みが必要になってくるということになっております。

そこで、まず、まとめの表で見させていただきますと、ここの住民も、幾つかに分けるということでしょうか。今、吉野委員がおっしゃったことで考えたのですが、それから民間事業者、公的な機関がそれぞれの役割分担をというように書いてありまして、それが下のところに出ています。それぞれが、どういうことをするかということですが、ばらばらにやってもらっては困るので、これがネットワークにならなければいけない、あるいは、なっほしいということが書かれています。特にここでは中心のところですね。それぞれの役割についてですが、シルバー交番、地域包括支援センターが中心になって、多分地域で展開していく見守りの仕組みにな

るということになっていると思います。

右側のほうにいていただいて、復習になりますけれども、区市町村にはこのくらいのこと
はやってほしいということで4項目挙げてあります。これらは基盤づくりです。包括について
は3つで、受付・対応、小地域の見守りネットワークの構築、地域の課題を洗い出すというよ
うなことを挙げてあります。地域住民は2つで、主体的に独自のネットワークを構築していく、
見守り専門機関と協力・連携していくという、このような役割分担を考えました。これらがき
ちんと動くようにしようという考え方ですが、いかがでしょうか。

どうぞ、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 吉田です。

見守り図の中で、区民の方の図が下になっているんですね。これって、ちょっと上下を逆に
なさったらどうかというのと、それから右の中で、地域住民がつくるネットワークに地域包
括とシルバー交番がつくるネットワークは矢印があるんですが、これは区市町村がつくるネッ
トワークともやっぱりつながっていかないと、そこには関連が出てきましてネットワークにな
るのではないかなと思いますので、そこをちょっとご検討いただけるといいと思います。

○小林委員長 では、これは事務局から説明をしてください。まず、図の1ですね。それから、
全体として区市町村がどこの範囲で役割を果たすかという2点です。

○新田課長 まず地域住民がつくるネットワークから、包括・シルバー交番がつくるネットワ
ークへの矢印のお話なんですけれども、確におっしゃるように、区市町村がつくるネットワ
ーク基盤との連携といいますか、そういうものはあるのですが、原稿がカラーでなくてわかり
にくいのですが、区市町村がつくるネットワーク基盤、住民がつくるネットワークのところま
でずっと及んでおまして、全体的な底支えというか、基盤のようなものを区市町村がつくっ
ていくというイメージの中で、そこの中で連携をしているというふうな表現をしたかったとい
うことで、こういう図になっております。

○吉田委員 今、見守りの検討をしていただいているので、それでご説明をいただいたん
ですけれども、見守りをするとさまざまな、やっぱり案件が出てくるんですね。それが一番大変で、
今、実態としては、やはり新宿区でも、ことしの冬というのはすごい寒さですから、見守りの
システムが次々にきちんと機能してくればくるほど、実は自治体への、あるいは地域包括への
通報がふえています。ですから、そここのところも考えながら、やはり住民を支える見守りシ
ステムですから、住民が真ん中であって、それを支えるネットワークができていて、さらにそ
このネットワークには関係機関のネットワークがあり、まず地域住民のネットワークがあって、

関係機関のネットワークがあり、そして、それらがトータルでサポートしていくというような、やはり見せ方のほうがよろしいのではないかと思うんですが。

○小林委員長 そうしますと、地域住民がつくるネットワークという一番右側のところ、これを例えば図の下に置くとか、上に置くとかいうことでしょうか。

○吉田委員 下に今、住民の方が中心となる絵がありますよね。それを、上の絵と逆転をしていただけると、当然そこにはさまざまな住居にお住まいになっている地域住民がつくるネットワークと地域包括支援センター等の関係ができてきて、そして、それがさらには、それを支える、うまく市町村がつくるネットワークと連動していくというような、そのような見え方がいいのかなと思っていますけれども。

○小林委員長 真ん中の部分の、この上下の絵を逆転したらどうかということですね。

○吉田委員 はい。

○小林委員長 わかりました。

これは私のほうから少し説明してよろしいでしょうか。地域住民がつくるネットワークというのは、例えば団地の自治会を中心に、かなりしっかりしたネットワークができていてというところがあります。きょうはお見えになっていませんけれども、大山団地の佐藤委員のところでは住民の中だけでもかなりしっかりした見守りネットワークをつくっている。これができていることがやっぱり一番いいことなのだろうと思います。したがって、大規模団地ですとかマンションですとか、それから町会・自治会を中心とした見守りネットワークをぜひつくっていただきたいということがあります。

真ん中のところのネットワークづくりと言っているのは、これは包括ないしはシルバー交番と連動してというふうに考えておりますので、これは住民自身ではない。どちらかという、代表者に出てきていただいて、ここでいろいろな情報交換して、何かあったらお願いしますというような考え方になっているのだと思うのですが、いかがでしょう。

どうぞ。

○吉田委員 そうではなくて、見守る対象がやっぱり中心に来たほうがいいんじゃないですかという趣旨でした。

○小林委員長 見守る対象ですか。では、見守る対象というのはどこに書いたらいいでしょう。真ん中に書きますか。

○吉田委員 いや、対象を表現するんじゃなくて、この図自体が上下逆転、真ん中の図が逆転できませんかという。

○小林委員長 この円の真ん中に入っている、この方が見守られる方というように考えたときに、この方がどこに行くかということですか。なるほどね、わかりました。

いかがでしょうかね。これは確かに見守られる対象という方が真ん中に入ってしまったと思います。

○新田課長 そういう表現の仕方もあると思いますね。だれを見守るのかというところが、より明らかにするということ、上下を逆にするという考え方もあるとは思いますが。

○小林委員長 そうですね。実は、地域住民がつくるネットワークの中でも見守りはあります。見守られている方ももちろんあるわけです。ここはどちらかという、包括とかシルバー交番がかかわって見守りをしているというようなイメージになっていると思います。一般の住民の方もそれなりに見守りをやっていらっしゃるんで、こういう仕組みの中での見守りというのとはちょっと違うのではないかと。これは、緩やかな見守りと先ほどの担当を決めたというようなところの違いのような気もするし、なかなかこれは難しいですね。

○吉田委員 すみません、地域を持っている立場としては、計画を立てたりするときに、やはり見守る対象である地域の方がいて、そこにどのようなかわりができてくるのかという考え方をしていたものですから、今、委員長のお話を聞いて、このネットワークというのがそういう視点ではないような感じで、今わかりましたので、それはお考えの中でいいと思いますけれども。

○小林委員長 そうですか。いかがでしょう。これまでに図が幾つか変わってきていて、見守られる方をどこに置くかというのは結構難しいです。

どうぞ、羽石委員。

○羽石委員 さっきアラジンの牧野さんがおっしゃったことが、やっぱりこの図の中で見えてくればいいのか、お互いさまというか、そういった形で。要するに、見守られる人が特化するのではなくて、全体的に地域の中で、みんなが安心できるというふうな図であるものの方がいいと思うので。私は、この図は全然何の違和感もなく見ていたんですけども。

○小林委員長 多分、ネットワークという言葉に問題があって、ネットワークというのはそのものだけでは必ずしも動いていない可能性があります。ネットワークを使って特定の方の見守りをするというときには、実際に動いているネットワークと、それから事前にいろいろな仕組みをつくっておいて、何かあったらそこを作動させるというような、両方の意味があると思います。

ですから、私の考えはシステムのようなことを、ネットワークということに即して考えると

こうなるのかなと思っておりました。では特定の見守りをしたときにはだれがどう動くかというのは、ちょっとこれでは表現しにくいような気もしたのですが。吉田委員がおっしゃっていることと同じかどうかは分かりませんが。

○吉田委員 すみません、特定の人という表現ではなく、住民を全体の地域として見たときに、その対象となるのがこの位置でいいのですかという意味で、逆転しませんかという意味で言っていますので。それは考え方ですので、そして、今、システムで表現をなさるといふ委員長の考えがご発言の中でわかってまいりましたので、結構です。

○小林委員長 いえいえ、私がそう考えたのではなくて、事務局の気持ちを忖度してしゃべっていますので。事務局、どうですか。

○中山部長 高齢部長の中山です。

この図というのを、機能するネットワークの説明で多分この場では述べていると思うんですけども、吉田委員の言っているのは、やはり見守りのイメージ的なもの、見守る人が真ん中に大きくいて、みんなで守ろうと、そういうことからすると、少し違和感があるんじゃないか、多分そういうことだと思いますので、説明をきちんとすれば理解できるような図だと思うのです。ですから、ここの資料では「高齢者見守りネットワークについて」というあやふやな表現なので、ここをきちんと、例えば「機能するネットワークとは」など、色々な言い方にすれば、これはこれで価値のある図になると思いますので、そこはこれから事務局としても工夫をしていきたいと思います。

○小林委員長 実は前に、住民を真ん中に置きまして、家族がいて親族がいてと、こういう図を描いたのですが、それだと役割がはっきりしなくなったので、このような、どちらかというシステムのほうの考え方を導入してきたという記憶があります。

今、部長が言ってくださったので、少し考えさせていただきます。事務局、よろしいですか。ありがとうございました。

それぞれの区市町村、それから地域包括・シルバー交番、地域住民がつくるネットワーク、こういう内容について、いかがでしょうか。何かお気づきの点がありましたら、お願いいたします。

どうぞ、和田委員、お願いします。

○和田委員 確認になるかもしれないんですが、2番の見守りの種類のところに出ていた①、②、③という見守りの形を、3番の見守りのネットワークの中でどう見ていくかという問題です。例えば緩やかな見守りというのが、住民がつくるネットワークとイコールでいいのか、そ

れとも、包括やシルバー交番がつくるネットワークの中にも、緩やか、担当、専門というふうに分かれるのかとか。ここが対応する形でいかないと、少し後の読み込みがしづらくなるかなという気がしたんですが。

○小林委員長 はい、よくわかります。

それはさきほど狩野委員がおっしゃったことなのですが、1対1で対応させてしまうとうまくいかないのではないかというのが私の考えなのです。例えば、見守り相談室の職員が出かけていっても、「あ、いるな」で通り過ぎて帰ってくることもあるようです。これは明らかに緩やかな見守り、専門機関でありながら緩やかな見守りになります。

逆に今度は、地域住民でもかなり室内に入っていく場合もありますので、1対1では対応しないのではないかという気がするのですが、いかがでしょう。緩やかには対応すると思いますが専門機関が行っても中に入れないという場合には、緩やかになってしまう。

はい、どうぞ。

○和田委員 2番の見守りの種類で見ると、住民の方たちの緩やかな見守りというのは、お互いに対象不特定の中で見守り合っているような関係が仮にあったとして、その中で、やはり自分たちとのかかわりを余り持たない方が、孤立しているような方がいて心配だというときに、それぞれマンツーマンになるような寄り添い型の担当の方へ、さらに問題を抱えているということが発見された場合には専門機関による見守りへという、どうもこの2番の見守りの種類というのはフローチャートのように読み取れる部分があります。そうすると、対応の過程のようなとらえ方でいきますと、この概念図的に出ているネットワークというところでは、住民の方は恐らく、かなり濃密な見守りをしたとしても、それはあくまで住民レベルで、孤立している人というより心配というレベルであったり、問題を解決といっても、それが自助なり互助の中で解決できるというレベルで、シルバー交番とか包括まで上がってくるようなレベルじゃなく済むという場合もあるんだと思います。そう考えると、やはりこの仕組みとフローといいますか、対応のフローみたいなものと、少し関連づけるか整理をしていける手がもう少しあるような気がします。

○小林委員長 いかがですか。これは、主体の区市町村も実は直接見守ることもあるということです。それから、もちろん、包括・シルバー交番は見守りをしますし、住民ももちろん見守る。それぞれがこの1、2、3にかかわる可能性はあるということです。マトリックスにすると3掛ける3ですから9個書けるのですけれども、そういう書きぶりになっていいか、どうでしょうか。

○山田委員 基本形というところでは、1、2、3というのはあると思うんですけども、かといって私たちのほうでも高齢者の家にすぐに入れるばかりでもなかったりして、結局近所の緩やかな見守りにかなり頼りながら3番の専門機関もかかわるといようなことはケースによってあると思うんですよね。だから、対応の方法としては、こちらもさまざまなどというふうには思っています。かといって、余り複雑にしまうと、かえって何か見る人からするとわかりづらいんじゃないかなということはちょっと懸念したんですけども。

○小林委員長 どうぞ、狩野委員。

○狩野委員 3番のタイトルのつけ方なんですけれども、ここって「見守りネットワークとは」ではなくて、ネットワークの例えば仕組みとか、ネットワークのシステムについてここは解説をするというふうにするれば整理がつくのではないかなという気がします。そうしないと、例えば隣の4番の(2)で地域包括とかの役割で、見守りネットワークの構築というふうに言っているのですけれども、つまり、大きな3番で言う見守りネットワークと、それから個別の、例えば地域包括がつくる見守りネットワークと、用語としてはみんな同じなんで、何かすごく整理がしにくいなという気がするんです。多分、3で言っているのは、3つの見守りネットワークをシステムとしてとらえるということで整理されたんだと思いますので、そういう表題にしてくれたほうがわかりやすいのではないかなと思います。

○小林委員長 具体的にはどういう名称がいいですか。

○狩野委員 見守りネットワークの仕組み。わかりやすいのだと、仕組みとかシステムとかという表現がいいかなって気がしますけれども。

○小林委員長 仕組み、システム、というご提案ですけども、いかがでしょうか。

では、これは事務局に考えていただくということでよろしいですか。今のような趣旨を踏まえて。ありがとうございました。

というように、本当に見守りというのは考えていくと、すごく難しいですね。これはやはり現代社会の複雑さそのものだということがありますし、先ほど吉田委員が言ってくださったように、本当に見守りの仕組みが動き出すと情報がどんどん入ってくるんだと思います。後で申し上げようと思っていたアウトリーチ的な機能があるわけですね。つまり、措置とか申請ではないので、やはり出かけていく、そして、住民と情報を交換し合うと、どんどんいろいろな情報が入ってくる、それにどのような仕組みで対応していくかということが課題ではないかと思っております。このようなことも含めた仕組みを考えてきたように思います。もしよい名称がありましたら、お願い致します。よろしいでしょうか。

ちなみに、9ページですが、これは都を応援するという意味でもないのですが、(2)の四角の中に入っているところ、シルバー交番設置事業の推進というのは、これは都がやってくさっているわけです。この事業の実施によって本当にいろいろな課題が見えてきたと思います。包括だけでは見えない課題がいろいろな形で出てきて、これを踏まえて、住民、包括あるいはシルバー交番、それから自治体をつなぐ全体の仕組みにしていったらいいのではないかという課題が本当によく見えてきたという感じがいたします。ここのところは、9ページに置かなくても、最初の前扉に置いてもいいのではないかという感じを持っています。こういう仕組みがないと今はもうやれなくなっているということを、もう少し強調していただいてもいいのではないかという気がしました。

その辺まではよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○小林委員長 それでは、5の民間事業者との連携・協定につきましては、いろいろな形で事務局に整理していただき、今後検討していただくことになると思います。

一応これはここでおきまして、次の「見守り活動の基本的な流れとポイント」に移りたいと思います。では、説明をお願いいたします。

○新田課長 それでは、資料3-3を使いまして、第2章の「見守り活動の基本的な流れとポイント」についてご説明いたします。

まず、一番左上なんですけれども、ワーキングの中では、見守り活動の流れのイメージという形で整理をしております。本人、家族、住民、NPO、事業者、行政、専門機関、それぞれが状態の変化について気がつくわけなんですけれども、そういう気づきの相談というところがシルバー交番ですとか地域包括支援センターに寄せられます。そこでは情報収集ですとか対応調整の機能を持って行っていくということで、情報収集・対応調整をし、対応の方法を決めていきます。対応の中身としては、一番下にありますように、見守りサービス、専門的な対応、例えば入院だったり入所であったり、場合によっては強制介入ということになります。こうした対応については、特に見守りの場合は、また地域で暮らすということで、上のほうにまた戻っていくということで、矢印があります。基本的に、この気づき・相談、情報収集・対応調整、対応という流れで見守り活動は行われているということで、以下の項目について、この考え方で整理しています。

まず、1つ目の気づきの相談ですけれども、異変の気づきについてです。見守り活動で最も重要なことは、異変へ早期に気づくことと、それを専門機関に伝えまして、専門機関が適切な

対応をしていくことです。地域のいろいろな主体が異変を察知する気づきの目となって、専門機関につなぐことができるように、気づきのポイントを示したガイドラインを示すことが有効ということです。具体的には22ページのほうに、気づきのポイントという形で挙げております。ここには一例という形で、例えば「今まで挨拶していたのにしなくなった」ですとか、「昼間でも電気がついたままになっている」とか、そういった例を挙げております。

次に、相談しやすい体制の確保ということで、先ほどの気づきを知らせてもらいやすくするためには、というところで、相談先を一元化して地域住民に広く周知していく、効果的な周知法を考えていく。例えば、チラシ、パンフレットの作成ですとか、相談しやすい場づくりです。3つ目としましては、やはり行政等ですと開庁時間外の問題がありますので、そうした場合の相談先を設置することによって、いつ何どき起こるかわからない異変に対応していくということです。

3つ目としましては、そうした気づきやすい地域の土壌づくりも必要だということで、住民の気づきを速やかに相談機関につなげるための視点と工夫を整理しております。

1つ目が、地域包括支援センター・シルバー交番の取り組みとしまして、例えば地域の住民組織と顔の見える関係を築く。民間サービスや介護サービス事業者と連携していくということ。次に、住民のキーパーソンから情報を収集してく。あとは、全戸訪問調査ですとか機器による見守りも活用していくということです。

次に、住民の取り組みとしては、町会・自治会の取り組みとして、サロンですとか、マップを作成したり、集合住宅における管理人ですとか管理会社の取り組みもあります。具体的には、居住者とコミュニケーションを日ごろからとっておいたり、あるいは、何かあったときの対応として鍵の取り扱いについて取り決めをしていくということです。

次に、居住形態別に、やはり気づきのポイントは異なるだろうということで、それぞれの留意すべき点というところを整理しております。4つに分類していますがけれども、オートロックマンション。これは例えば管理人と日ごろから関係構築をしておくということです。次に集合住宅。これも例えば、自治会との連携ですとか管理会社である都市整備局ですとかJ K Kと日ごろから関係を構築していくということです。3つ目としては戸建て住宅地。ここは町会との関係の構築です。4番目が賃貸アパート等ということで、これは大家さんですとか不動産業者との関係を日ごろから構築していく、そういうことを代表例として挙げています。

次に、資料右側のほうにいきまして、専門機関の情報収集と対応調整（アセスメント）ということで、これは、住民からの相談を受けた後の地域包括支援センターですとかシルバー交番

などが行うべきことを整理しております。

1つ目が対象者の情報収集ということで、具体的には、訪問による状況確認ですとか、地域にいる民生・児童委員ですとか住民、かかりつけ医、ケアマネ等からの情報収集、あとは行政の中でのいろいろな意見交換です。

次は、(2)として関係機関の対応調整ということで、予後予測の情報等の検討・整理、本人の状態に応じた見守り方法の検討、また、支援方法の確定のための関係者会議を随時開催していくということです。

3番目は、そういうことを踏まえた対応を決めていくということです。

4番目につきましては、継続的な情報の検討・分析もしていくということです。

5番目としては、そうした対応をした後に、相談をしてくれた方へのやはり情報のフィードバックは必要ということで、相談してくれた方との信頼関係を構築していくということです。ただし、フィードバックしていく際には個人情報保護の観点から配慮が必要という整理をしています。

3番目には、ワーキングの中でさまざまな事例を検討してきましたので、地域包括支援センター等が実際に現場で見守り等を行っていくに当たって困難なケースを挙げまして、対応のポイントとして整理しています。

大きく5つありまして、本人が対応を拒否するケース、次に家族が介入を拒否するケース、自宅内で倒れている可能性があるケース、認知症の疑いがあるケース、複数人世帯で地域から孤立しているケース、それぞれにつきまして対応のキーポイントを書いております。

最後に、さまざまなケースの共通ポイントということで、いろいろなサービスの導入というのを、さまざまな事例の共通のポイントですので、ここで共通のポイントとして整理しております。

あとはコラムとして、生活困窮者の方への対応ですとか災害時の対応という形で設けております。

最後に、4番目が対応の評価ということで、見守り活動に対して、期間を決め計画を立てて実施し、実施したことへの評価を行って対応の修正を図ることで、めりはりがある支援が可能ということです。いつまで見守るか等々、ここについても言及をしております。

ここではまだ詳細はつけておりませんが、第3章につきましては「個人情報の適切な共有について」、第4章につきましては資料編という形でまとめていきたいと思っております。

若干、個人情報の部分について補足ですが、第3章の部分につきましては、中央大学

の法科大学院の藤原教授を臨時委員としてお招きしまして、第6回のワーキングで議論しております。具体的な中身につきましては、見守りの現場で、やはり個人情報の取り扱いについて、法ですとか条例の趣旨に沿った具体的な情報共有の方法について、今取りまとめております。これらの原稿につきましては、取りまとめ次第、また委員の皆様にご情報提供したいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

1章は、先ほどの見守りの種類と、それから、誰が関わるかという主体を中心に整理いたしました。

この部分は、今度は流れで整理してみようということになります。しかも中心は、前の図にも出てきましたけれども、地域包括支援センターあるいは見守り相談室、シルバー交番が、ある程度専門的な見守りの仕組みを担うという仕組みをつくってくださいという観点から整理していただいています。そういう意味で、「こういう見守りがある」ではなくて、それをどうやってシステムにしていくかということが重要で、しかも、動かしていくのは地域包括支援センターやシルバー交番です、というようなメッセージがかなり強く出ている部分ですが、いかがでしょうか。

ただしこれは、皆さんが現場でやっていらっしゃることをまとめてみるとこうなるということでありまして、特に何か目新しいことではないと思います。形にするとこうなるのかなという感じがするのですが、いかがでしょうか。

どうぞ、香川委員、お願いします。

○香川委員 これは中身に関することではないんですが、非常にこの第2章はボリュームのある章でして、ずっと読み込んでいくのも非常に大変な章だろうなというふうに思っていて、今、A3判の左上の見守り活動の流れのイメージ図というのをちょっと冒頭にご紹介いただきましたけれども、これ、非常にシンプルにこの章の構成がわかって、とてもいいと思うんですね。これが一番最初に来て、そこから「1 発見・通報」につながっていくほうが、この章を読み込みやすくなるんじゃないかなと思うんですが。

○小林委員長 それは多分、そうしていただいたほうがいいだろうと私も思います。これが章の編成をそのままかいている図ですね、それはおっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

(発言する者なし)

○小林委員長 では、少し細かく見ていただくことにいたしまして、まず21ページから、発見—これは「発見・通報」ではなくて、今回は「気付き・相談」という概念になったのですね。

○新田課長 そうです。若干表現を修正しています。

○小林委員長 気づき・相談があって、ガイドラインとして、これがいわゆる異変の気づきのポイントだろうということを書いてあります。横のところに、どこに相談したらいいかをはっきり書こうということで、このような図が出てきております。ここで情報集約して判断をしていくという、そういう仕組みを考えたということになります。

それから、次のところからが体制の確保ということで、相談先の一元化。一応このようには書きましたが、シルバー交番がある自治体とそうではない自治体とでは違うと思います。例えば新宿区では、基幹型の包括がありますが、ない場合は動きが違ってくるのではないかという気がします。どこかで情報を集約して判断するという機能があっても、仕組みがあってもいいかなという感じがするのですが、この辺の考え、いかがでしょう。

○吉田委員 新宿区はシルバー交番を置いておりませんが、地域包括、いわゆる高齢者総合相談センターと言っていますが、9カ所ありまして、そこが同様の機能をしっかりと果たしていると考えています。そして人数も、通常的人员より、新宿区の場合は倍いますので、8人から9人ということで、アウトリーチ等に対応ができるような体制はとっているところです。

○小林委員長 そういうことも含めまして、相談しやすい体制の確保をしてくださいということですね。

土壌づくり。31ページからですが、ここはいろいろな事例を今収集していただいておりますので、これはぜひ読みやすい形で書いていただくといいと思います。

気がつきましたのは住民の取り組みです。住民といっても、団地の自治会ですが、割合情報を集めやすいと思うのですが、必ずしも情報を集約していないです。最低、だれがどこにいるかという情報も必ずしもないですね。しかし、もし住民が主体になって、ネットワークをつくるということになりますと、一番基本になるのは情報ですから、だれがどこにいるかという情報がなかったら、多分動けない、個別にしか対応できない、出てきたことに対して対応するしかないという気がします。この点は、以前中野区からご紹介いただきましたけれども、自治会と協定を結んで対象者のリストを保管するというやり方もありますし、いわゆる全戸訪問調査のような取り組みが行われ始めており、これも最近の新しい動きではないかと思います。

ただし、こうした方式で、地域ごとに情報を管理する仕組みがどこまでできるかという点、

なかなか難しい気がしますが、この辺はいかがでしょうか。

港区では、ふれあい相談室で情報をかなり集中的に管理できるようなことがここに書かれています。それから墨田区の場合には、同じように情報を見守り相談室に集約して、行政からの情報も加えて、このあたりが危ないのではないかという予測を立てるといふ仕組みを持っているようです。

このような仕組みが住民主体でできないでしょうか。団地自治会とか。そうでないと多分、何か起きたときしか対応できないのではないかと思います。例えばJ K Kでは、こういう住民情報を集約して何か、管理とは言いませんけれども、持つような、そういう仕組みというのはできないのですか。

○狩野委員 団地の自治体によっては、自治会独自に情報収集をして、事例でも出ていますけれども、住民のマップをつくったりという取り組みをしているというふうには聞いていますけれども、住宅管理者としての情報については、入居者情報というのは一定程度収集はしていますけれども、例えば世帯構成の変化とか、そういうのが必ずしも100%届けているわけではないので、完全に情報を、住宅管理者としても正確に把握し切れていないところがやっぱり。公営住宅の場合はまた別ですけれども。

ただ私は、普通の民間のマンションに私は住んでいるんですけども、分譲マンションに、私どものマンションの管理組合では最近、要は管理会社とは別に管理組合として入居者の情報を、世帯構成員の情報を含めて収集しようというのをようやく理事会で決めまして、取り組みを始めています。やっぱり少しずつそういう、分譲であれ賃貸であれ、取り組みが必要なんじゃないかなという気がしますね。

○小林委員長 最近、ある都営住宅に行ったのですが、皆さん住民の情報を知らないですね。「あのうち、いなくなった」くらいのことしかわからない。「最近見ないね」とかですね。この「最近見ないね」というのは危ないので、実は、見えなくなったというのは、引っ越したのではなくて亡くなっていたとか、そういうときでない情報が出てこないみたいなこともある。

ただし、これにはもちろん個人情報の問題が入ってきますから簡単ではないんですが、何かそこに非常に大きなギャップ、情報ギャップがあるような気がしますね。包括とかシルバー交番で持っている情報と、例えば団地全体の情報とつなぐような、そういう仕組みは出来ないのでしょうか。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 今のところ、墨田区の中では民生委員さんを通じて、こちらが把握している情報

は、お伝えはしています、名簿のすり合わせという形で。自治体さんで、先ほどおっしゃった都営住宅のほうでも、本当に私たちよりも詳細な情報を持っている場合もあるので、それは協力いただいたりということは、何かあったときにそちらに行って情報をもらうということではきてはいますけれども。

○小林委員長 ほかにどなたか、こういう面で。シルバー交番なり包括が何らかの共通のリストを持つというのは、サービスの利用者の方たちとかひとり暮らしの方などについては、あり得ると思うのですが。住民が情報管理しているということでやはり意味が違ってくるように思います。今、山田委員がおっしゃったようなところもありますよということなら結構だと思いますが。この辺は、何か支援する方法はあるのでしょうか。

狩野委員、どうぞ。

○狩野委員 東京都で地域支え合い体制づくり事業という補助事業が、2年目でしょうか、今あるんですけれども、その地域での支え合いの仕組みづくりを支援しようという、そういう事業を活用して、団地のURさんや都営、それから私どもの公社とかの団地の自治会で、例えば、先ほどの住民の中で特に災害事業援護者のマップをつくったりとかという支援をしておりますので、やっぱりそういうものをぜひ継続して、住民の自主的な取り組みを継続して支援していくことが必要なんじゃないかなと思います。

すごくいいきっかけで、私どもも大山団地の佐藤さんに講演をお願いして、自治会の役員の方に、こういう取り組みが都営の住宅でも行われているということでPRをしたんですけれども、ぜひそういう取り組みを継続していくという、少しずつ広がってくるのではないかなと思います。

○小林委員長 では、今のような情報をこの中に、事例のような形で入れていただくと参考になるのではないかと思います。

山田委員、お願いします。

○山田委員 最近、私どもの近所の都営さんでやっているのが、都営の相談員さんが、いわゆる家賃の申請をされていたのにされなくなったときに、あれはどちらかという申請すると家賃が安くなるという仕組みなので、そこに申請を出してひっかからないというのはご本人が認知になっているんじゃないかということで、相談員さんと一緒に訪問させてもらったりはしていて、そこでわかった情報を民生委員さん通じて、ちょっと見守ってほしいというような対策につなげたりということもあります。そういったところで、特に公営住宅さんのほうは、そういうそれぞれの相談員さんとの連携ということも結構大きいかなというふうに思っています。

○小林委員長 ありがとうございます。

33ページ、見ていただきますと、「見守りが必要な人の把握をしましょう」と、結構大胆なことが書いてありますね。どうやってという話になりますが、今のような相談員さんの話を含めて、どのような把握の仕方があるかということも課題かもしれません。

ほかはいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○小林委員長 それでは、気づきのポイントですが、これもいろいろ整理していただきました。居住形態別にポイントが書いてありますので、後でごらんいただければと思います。

右側のほうにいきまして、専門機関の情報収集と対応、これは先ほどの順で書いてあるということになります。48ページからですね。この辺はいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○小林委員長 これには、皆さん現場で苦労なさっている経験談がいろいろ入っているような感じがしますが、対象者の情報把握ですとか、訪問の際の対応ですとか、民生委員・児童委員さん、地域住民との関係きちんとつくってくださいということと、特に行政情報、この辺も含めてまず情報を収集するというのが、この図の一番上のところです。

次が、その情報に基づいて関係者会議。これは地域ケア会議ではなくて関係者会議です。この会議を開いてくださいということで、参加者が50ページのところに出ております。

51ページにトリアージのモデルがありまして、これは私のほうがご紹介させていただくことにいたしますが、継続的に情報を分析するという形になっております。

それから、最後の52ページのところで、フィードバックをきちんとしてください、と書いてあります。やはり地域に情報をしっかり返さないと、情報をいただけないという関係があるわけですから、ぜひこの辺は配慮をお願いしますと書き方になっています。

事務局、私の準備しましたアセスメントシートを紹介させていただいてよろしいですか。

では、資料をごらんいただきますが、参考資料の「見守りアセスメントシート」をまとめてみました。これは、私どもの大学と、山田委員、近藤委員、香川委員、和田委員、それから高野委員にも見ていただいております、一応このような判断の仕組みをつくってみようということに取り組んだものです。

1 ページのところ、今の文面でいいますと51ページの上から5行目ぐらい、トリアージのモデル例ということで書いてあるところで、これがここに入るような形を考えております。

1枚めくっていただきまして、対応の優先度を決めるという書き方をしております。とにか

く情報を集めて、どのような対応の優先度をつくるかを考えてみたということになります。

様式を3つに整理してみました。

様式の1が、後ろのほうの6ページ目になります。これは山田委員に記入していただいたものですが、初回訪問を含む初期の情報収集とその結果をどのようにアセスメントするかということをつくった様式です。

様式2は、次のページですが、少し長期的、継続的な見守りの訪問ができるようになったときにいろいろな情報が集められるので、これを整理するための様式です。

様式3が8ページになります。今度は一定期間たった後でアセスメントをするということで、この様式をつくっております。

この様式をつくった目的ですけれども、まずは、包括支援センターとシルバー交番等の見守り専門機関内との間で、で見守りに関する情報と判断を共有する。個々の担当者だけではなくて組織として判断をするというときに、この様式が使えるのではないかと。2番目は、関係機関、行政等他の組織との間で対象者に関する情報と判断を共有するのにこの様式が使えるのではないかと。3番目は、このような判断の仕組みを持っておりまして、地域住民に対しても今こうなっていますからということで説明できるのではないかと。ほかにも幾つか使用の目的があるかと思いますが、一応この3つを整理してみたということです。

次のところに書きましたのは、地域包括支援センターの中に見守りの機能が入っている場合と、シルバー交番がそれとは独立してつくられている場合ではやっぱり違うと考えまして、主に見守りの程度と方法を判断するためのものに特化した様式として考えてみようということを書きおきました。

それから、これとは別に山田委員のところをお願いしてやらせていただいているのですが、毎日の業務データを集計することでまた新しい見守りの発見があるのではないかと。ことさせていただいています。これについても後ほど時間があれば提出させていただきたいと思っております。

今回の様式と包括で使われている他の様式との関係ですが、これは和田委員にもご意見をいただきましたが、例えば、利用者基本台帳と実態把握表がありますが、これらと組み合わせるとこの様式を使うことができるのではないかと。ことを書いてあります。

使用方法につきましては、様式1、様式2、様式3に書いておきましたので、ごらんいただければと思います。

次のページを見ていただきますと、この見守りアセスメントシートがどの辺で使われるかと

というようなシートの位置づけについて整理してありますが、これは和田委員からご提示いただいたものであります。

判断の基準については、リスクの段階を5段階から1段階にしてありますが、これも検討させていただければと思います。どういう観点からこの重度、危険度を判断するかということを考えるのも課題の1つです。

様式2で使っている○とか△とかの基準も、山田委員からご提示いただきました。◎は5になります。○が4、*が普通ということで3ですね。△はやや悪い、×は非常に悪い、ということを入れていただきますと、7ページをごらんいただきますと、レーダーチャートで全体的なイメージをつくれるようになっていきます。この5つのレベルをそれぞれ、個人要因、健康、ADL、IADL、関係要因、環境要因、関係資源について入れていただく。最近の考え方は、つながりが非常に重要になってきて、つながりがあるかないかで将来の方向も全然違ってくるということを考えまして、関係のところだけを別の左側のレーダーチャートにして記入したものです。それぞれを、現在と将来の状態について○、△を入れていただきますと表のような図が出てきて、全体としての何かイメージが作りやすいのではないかなというようにつくってあります。これが第2様式ですね。

第3様式は、それを使って一定期間後に評価をするということでありまして。

下のほうを見ていただきますと、見守りの範囲については、例えば8ページを見ていただきますと、この場合の決定は、地域包括支援センターと見守り協力員、その他の事業者さんもかわるというような見守りの形になります。

これを事例として書いたのが9ページで、このような場面でこのアセスメント様式が使われるというようなことを書いております。

ということで、10ページ、11ページ、12ページ、13ページは近藤委員に作成していただきました。

14ページの表を見ておきますと、見守りが近隣者、家族・親族、民生委員さん、シルバー交番という組み合わせで、かなりのところまで支えられるということがわかります。表の記載事項と、○、×、△でイメージをつくって見ますと、「あ、現在、この人は多分、地域でこういうふうによれるんだろう」、もうちょっと重くなると、例えば先ほどのペアの見守りから専門職による見守りのようなところに進んでいくという予後予測ができるのではないかなということを書いていただいております。このような形で、ある種のアセスメントシートのような形で使えるのではないかなということになっております。

すみませんが、山田委員と近藤委員につきましては、この様式の使い勝手や、利用の仕方などについて感想がございましたら、どうぞお願いいたします。

では、近藤委員からお願いします。

○近藤委員 港区のふれあい相談室の近藤です。

2事例を記載してみました。①は72歳男性です。他地区の行政の職員から連絡があり緊急性が高い状況と判断されたケースです。日付のほうは、16日に接触し評価が18日と、連日見守りをしながら書かせていただいたケースです。緊急性の高い事例でのアセスメントシート活用をしてみました。実態と状況判断、将来的な予測など記入しやすかったです。

②の事例は、88歳の認知症疑いの女性の方です。普通に生活をしており、趣味の会にも行ったり、近隣の関係も良好で、近隣との関係がよ過ぎて、なかなか認知症の発見がおくってしまったという事例の方でした。近隣者から発信があり、ふれあい相談員のほうでかわり、親族、キーマンと連絡取りながら、周囲の不安も解消していくという形で、見守りアセスメントシートを記入していきました。11月6日から関わりが始まり、その後1カ月ほどの間に介護保険の申請、暫定サービス開始され、近隣者、民生委員、親族、包括支援センター・シルバー交番等で見守りの仕方を工夫でき、見守りが継続されている事例です。

○小林委員長 記入していただいて何となくイメージをつくりやすかったとか、これを例えば区の担当者の方に見ていただいたときに「ああなるほどね」と言っていたかとか、住民の方にこうなっていますということで利用していただけるかどうかという、3つのポイントについてはいかがでしょうか。

○近藤委員 関係者間での意識の統一ができるかと思います。このような状況になっているんだという事が分かりやすいし安心して頂けると思います。

○小林委員長 包括とももちろん連動するわけですね。

○近藤委員 そうですね、包括のほうには。

○小林委員長 包括の役割と見守りの役割の関係についていかがでしょうか。

○近藤委員 そうですね。関係者会議等で情報共有になると思います。

○小林委員長 ありがとうございます。

山田委員、どうぞお願いします。

○山田委員 実は、私たちの見守り相談室の中でも開設当初から、見守り相談室のアセスメントということに関して、何をするのかというところが正直ちゃんと議論をされていなくて、自分たちの中でも、包括で使っているアセスメントシートと基本情報ということだけで大丈夫な

んだらうかというところの疑問がありました。

今回、このシートを取り組ませていただいて、やはり包括と違うというところで言いますと、もちろん個人の相談というところで個人の要因ということもあるんですけども、それ以外の環境要因とか、あと関係資源といったようなところに関してかなり着目をしていくというところでは、うちはシルバー交番を見守り相談室と言っていますけれども、見守りということに関してのアセスメントとして、こういった観点から見られるということは、しかもレーダーチャートになるので、可視化しやすいということがすごく特徴だなということを感じています。

あと私、実は、P D C Aのところの部分で資料提供をさせていただいた、いわゆる和光市の予後予測のリストをそのまま使っていたんですけども、なぜ予後予測かというところだと、やはり見守りの対象者というところが、今現在もう既にリスクがあるという方もそうなんですけれども、今は何とかできているけれども、近い将来必ずリスクが生まれたときに、かなりな状況で急変するだろうとか、孤立しているので発見されないだろうというところが結構視点としては重要で、相談員もその部分で見守りを決定しているというところもありますので、そういう観点からしても、予後予測という部分は結構重要だなということを感じております。

これは、私は、取り組んだのは6ページからの事例ではありますがけれども、取り組むときにみんなで、ほかの相談室の職員といろいろわいわいわいわい話し合いながら、じゃ何か*なんだとか、◎は何だとかというのも、結局その後、4ページからの資料もこちらのほうでご提示させていただいたんですけども、職員の中でまず見守りに対する基準の共通認識ということをしていく上でも重要でしたし、あと同時に、いわゆるそれぞれの相談員が個々でかかわったものを組織としてきちんと見守りをしていくべきかどうかという判断をするのに、やっぱり何かしらの資料というのは必要なので、そういう意味では、この見守りのアセスメントシートは有効だなということを感じています。

できれば私自身は、この下にあります、例えば7ページと8ページにある下の部分が、結局、私たちがつくるケアプランといいますか、支援方針ということになっていくんですけども、ここに対する評価ということも、これを実際に履行して、現状どういうふうに行ってきたのか、できないのかというモニタリングがあって、その結果、どういうことが改善されて、どういうことがまだ課題として残っているのかということ、再アセスメントのほうのこれまでの見守りの評価に上げて、さらにまた次のアセスメントに対する総合的な課題を見いだしていくという、いわゆるP D C Aの流れの中にこのシートも活用できたらいいなということを感じました。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

香川委員、何かお気づきの点ありましたら、お願いします。

○香川委員 今回は私、資料を出せていないんですが、一度これを利用して、いろいろ振り返り作業をやらせていただいたときの感想とちょっと重なってしまうんですが、まず、見守りをしていきたいと思いますというような方に対して、支援方針のようなものを紙に落として共有していくということが私たちの支援センターではできていなかったし、恐らくここまでやられている包括センターってそんなにないんじゃないかなというふうにも、いろんな方と情報交換をこのことでしてみる中でも、やはりそこまではしていないというところが圧倒的でしたので、このアセスメントシートの下の部分、＜今後の見守り＞というところで、ある程度の方針を共有できるというところでは非常に大きなメリットがあるように思います。

あとは、それぞれがA4、1枚ということで、実際作成してみて、そんなに作成すること自体には負担がなかったのも、新しいシートがふえるから非常に何か大変だなという感じではないので取り組めそうだなということと、ただ、私は山田委員のご意見と少し違うところになるかもしれませんが、これを作成してみて、レーダーチャートは必要なんだろうかというような感想をちょっと持っております。ここで、このレーダーチャートから何かリスクを読み取っていくというところをもっと積極的に活用していく発想があれば活用できるのかもしれないんですが、ちょっと私が作成した中では、それよりも今後の見守りのところを少し書きやすいように、行を幾つかふやしていくとかというほうがいいなという感想は持っております。

あとは、私のところはシルバー交番のない地域包括支援センターということもありまして、いろんな相談事が入ってくる中で、見守りを前提としたアセスメント、インテークというのは基本的に余りとらないですね。ですので、この見守り受付票というのは、地域包括支援センターでは、ちょっとこれは使う場面が余りないなと思いましたが、この3ページのところにあるアセスメント様式の位置づけから考えますと、通常、インテークとった後で見守っていきましょうといったときに、アセスメントシートから作成していくというようなところがやはり現実的なように思います。これは地域包括支援センターの立場から言うと、それが現実的なんだろうというふうに考えております。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

和田委員、何かございましたら、よろしいですか。

この他に高野委員にも見ていただいているのですが、吉田委員、きょうはお聞きになってい

ないですか。

○吉田委員 すみません、ちょっと聞いてきませんでしたけれども、特段内容については言っていないけれども。

○小林委員長 全体的に、何か委員の方々からご感想、ご質問はいかがでしょうか。

どうぞ、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 多摩市の伊藤です。

1点、気になっているのが、紙ベースで打ち出されているのは非常にきれいで、レーダーチャート等も分かりやすいのですが、これは、今後何かシステムに組み込まれていくのでしょうか。そこが多分肝心なところで、非常に多くの方のデータを集積していくとなるとシステムで管理していかないと難しくなると思うのですが。

○小林委員長 できたらシステムに組み込んでいただけるといいなとは思っています。そうすると、他の包括とかあるいはシルバー交番でも見ることができます。

ただ、これは自治体のほうのお考え次第ですので、我々ができるのはこの辺までだと思います。ここから先、もしシステムにするのでしたら、やはりお金をかけてきちんとシステム開発をしなければいけないわけですし、やってもいいのではないかと思いますが、今回のわれわれの役割はこの辺までかと考えています。アイデアだけ一応出させていただいています。ただ、これはエクセルで作っておりますので、エクセルはもちろん差し上げることができます。

どうぞ、朝井委員。

○朝井委員 中野区の朝井です。

中野区では、要援護者の台帳システムというのをこの1月に稼働させていまして、このアセスメントとまたちょっと違う形になりますけれども、地域包括支援センターとか障害者相談支援事業所も連携する形でシステム化をしています。

それで、その中でも課題というか方向性でちょっと議論していますが、やはり見守りというものの中で、災害があったときにその方の、区であれば区民全員の安否確認をする責任があるかと思うんですけれども、区の職員なりが全員を安否確認するという事は、人数的にもできませんので、やはりいろいろな機関なりご近所などが重層的にかかわる中で、基本的には全員の方の安否確認ができればと思っています。それであと、安否確認の後の避難の支援とか、災害時の援護体制も、日常的な見守りがあってこそ、その中でできるということもありますので、お一人お一人をこうやってアセスメントする中で、災害時に、避難に支援が必要なのか、安否確認にとって最優先的にすべきなのかというあたりが、総合的に判断するものが入ってい

ると災害時にも使いやすくないかなというの、中野区としても今考えて検討しているところですよ。

○小林委員長 ありがとうございます。多分、そういうところと連動してくると有効ですね。おっしゃるとおりだと思います。行政データは割と一般的なデータしかわかりませんので、個別の情報が入っていて、それがインプットできればすごくいいですね。これは全体のシステムとの関連になりますので、次の課題かなという気がいたします。ありがとうございました。

ほかはよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○小林委員長 それでは、これは、別にこれを押しつけるつもりも何もないので、一応こういうような考え方でアセスメントをしてみると、ある程度判断の標準化ができるのではないかとのことですので、もう少し練ってみたいと思いますが、何らかの形でこれを付録のような形でつけさせていただくということによろしいでしょうか。

それでは、これについては事務局と調整をしてみたいと思います。よろしく願いいたします。

さて、あと残った時間、今度は事例のところになります。対応事例の53ページからです。この辺はいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○小林委員長 53ページから見ていただきますと、本人が対応を拒否するケース、それから次が57ページで、家族が介入を拒否するケース、59ページは自宅内で倒れているケース、62ページは認知症の疑いがあるケース、それから、複数人世帯で地域から孤立しているケースが67ページですね。

それから事例6、68ページは高齢の母親と知的障害の息子の2人暮らしのケース。これ見ていると、先ほどのご議論から考えますと、これはシルバー交番の仕事ではなくて、包括の仕事なのかなという気がします。その辺の仕分けが難しい。ただ、見守りが入っていることは間違いありません。包括だけでやり切れるかということ、そうもいかないという面があって、この事例の出し方が少し難しいなという気もしておりました。ただ、この検討会、ワーキンググループもそうですけれども、困難事例から始めようということになりましたので、こういう事例が出てきておりますし、これは非常に意味のあるデータだと思います。ただし、この取り扱いについては、見守りという観点から見て、どうだろうかということなどについて少しご議論いただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、藤原委員、お願いいたします。

○藤原委員 困難事例の場合は、やはりなかなか住民の方の見守りで対応できない部分があるかと思えます。それで、先ほど見守りアセスメント様式のご紹介がありまして、非常にいいなと思っていただんですけども、例えば、これはもうあくまでアセスメントの段階まで来られた方だと思うんですけども、もっと、これの簡略版といいますか、見守りにつながらないようなプレの段階の困難事例も対象として、このアセスメント票のもう少し簡略版なり、ちょっと焦点絞ったものでアセスメントのシートをつくられても、非常に活用できるんじゃないかと思えます。恐らく、このアセスメントシートに載った方というのはある程度スムーズに行くかと思うんですけども、それに載っていかない方の把握とかフォローということも専門職の方に非常に期待したいところなので、せっかくいいものができたので、拡大版をおつくりいただければと思います。

○小林委員長 山田委員に書いていただいた事例で、先ほどご紹介した見守りアセスメントシートの9ページはそういう意味での事例になっていますので、場合によっては、このような事例を参考にして、このシート等の連動でということを考えてもいいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○山田委員 ちょっとそこら辺を事前に事務局さんのほうにも、私も同じ意見としてお伝えはして、できれば専門職のやっぱりある程度スキルということだったり、アセスメントをしてどう判断をしたのかという流れであったりというのは載せないと、なかなかこの事例が生きないかなというところは私自身も同感です。そういった形で、ちょっと修正できればいいかなというふうに思っております。

○小林委員長 では、また作業していただくことになりますが、よろしく申し上げます。場合によっては、様式1ですぐに行政や地域包括支援センターに飛んでしまうような困難ケースがあるかと思えます。

では、これについては、事務局にその辺の作業もお願いいたします。

ほかはいかがでしょう。どうぞ、瀧脇委員。

○瀧脇委員 (1)の本人が対応を拒否するケースを見て、ここまでやったら本当にすごいなというふうに率直に思うんですけども、本当にこれを答えとしてしまったときに、答えはこうなだけで現実がついてこないというようなことが起きてくるんじゃないのかなという懸念を少し持ちました。

その際に、今、専門職、非専門職の話があったんですけども、例えば一緒に片づけをした

りということは、その支援のプロセスとして大変重要な協働作業だと思うんですけども、これを専門職の方がやるというのは多分考えにくい。と言いますか、やっている方はいらっしゃると思うんですけども、それを基準にするというのはちょっと難しいのではないのかなというふうに感じたんです。むしろこういうところは非専門職、つまり国家資格を持っているような専門職ではないという意味ですが、NPOが得意領域にしていくような生活のサポートの領域じゃないかなというふうに感じます。専門職の仕事については、例えば、その次の通院同行でいえば、専門職の方が同行すべき診療内容と、それからもう少し生活に寄り添っていくようなサポートというものが、もう少し区別されたほうがいいんじゃないのかなというふうに感じました。

○小林委員長 事例1の場合ですか。そうですか。いかがでしょうか。非専門職が対応する場面ももちろんあると思うのですが、これは専門職的な対応ということではないでしょうか。

○山田委員 多分これ、さまざまな事例を合わせてつくってくださっているんだと思うんです。

○小林委員長 すみません、その辺の説明をお願いいたします。

○山田委員 この事例自体は多分いろいろな、今まで私たちが出してきた事例の、いろいろ合わせてつくっていらっしゃる事例かなというふうに思っていて、多分、私なんか、例えば53ページの(1)の事例ということで言いますと、途中まで結構うちの事例かなというところがあったんですね、真ん中辺ぐらいまで。やっぱりここでのプロセスで本当は大事なのって、私としては、結構地域の方と地域連携会議をやって共有したということが実はキーポイントだったりしたんですね。それぞれ多分事例を持ち寄った方の思いというのが、合作になったことで、なかなかちょっと抽出しづらいだろうなというのは感じてはいます。

○小林委員長 香川委員、どうぞ。

○香川委員 ごみの片づけですとか受診の同行ですとか、この事例で考えますと、このタイミングで地域包括支援センターとか、これは地域包括支援センター職員が訪問ということになっていますけれども、これは、だれも恐らくする人がいないから地域包括支援センターが担うしかないというようなところで行っているというような支援が非常に現場では多くあるんですね。

先ほど瀧脇委員がおっしゃったように、さまざまな社会資源を活用できるという可能性を考えるのであれば、NPOが使えるというような、活用できるというようなところがここに載ってきてもいいのかなというふうに私も思いました。

○小林委員長 事例を書くことの難しさでしょうか。

狩野委員、どうぞ。

○狩野委員 整理の仕方なんですけれども、地域包括とかシルバー交番が取り組む形で分析をするときに、せっかく第1章で緩やかな見守り・担当による見守り・専門機関による見守りという見守りの整理をしたので、例えば、それぞれ1から6の事例について、緩やかな見守りではどういうところがポイントだったのかとか、それから、地域の民生委員さんとかボランティアさんの見守りはどういうところがポイントだったとか、専門機関のほうはどうだったか。どっちかというところ専門機関中心の書きぶりになっているんですけれども、やはり住民の方も、こういうケースであっても緩やかに見守るといえるのはどういうところで役割を果たせるんだということがわかるように書いていただけると、本当に機能する役になるのではないかなと思うので、ちょっと事務局は大変かと思うんですけれども、そういう整理をしていただけるとありがたいなと。

○小林委員長 牧野委員、どうぞ。

○牧野委員 今のお話非常に同感するところがございます。やはり緩やかな見守りの、地域での見守りの事例というのをもう少し具体的な形で書く、書き示す欄があってもいいのかなというふうに思います。

例えば新宿区の都営住宅でやっているほっと安心カフェという中では、認知症の方の見守りを、カフェで仲よくなった住民の方々が行き帰りの送り迎えをして、ぎりぎり施設に入るまで生活に寄り添った見守りをしていたりとか、カフェに来ないから「あの人、きょう来ないから見に行こう」とか、やっぱり住民の方々の力をどう育てるのかというふうな基盤づくりのポイントも一つ必要かなと思います。

それから、もう1点なんですけど、33ページのマップというところで、ちょっとついでに事例としてお話をさせていただきたいんですが、この場合のマップというのは、やはり要支援者のマップというイメージだと思うんですが、私どもの活動の中で地域資源をマッピングしたもの。いろんな切り口があると思いますが、ひとり暮らしの方でも安心して行ける場所とか、認知症の方でも行ける場所とか、それこそ物忘れ相談員から民生委員さんから、さまざまな資源をみんなで作ったという事例。それこそネットワークで作ったという事例があるんですが、それをまたつくるのが目的ではなくて、つくった後、町会長さんが各戸に配ったということがあります。そのマップをいかに活用していくか、地域の中で。それがまた媒体となって顔と顔が見られるということになったり、それから、一緒に作業することでネットワークの力がもっともっと親密になったりとか、いろいろな効用があります。

それから、もう少し私の思うところは、支援を受ける側の人たちにどう力をつけていくのか。

エンパワーメントですね。声の発せない人たちに、どう自分から声を発するチャンスをつくるのかとか、受援力というふうに言ったりもしますけれども。それから、資源が提示されたら自分からやりたいんですよね、本当は。何かそれが阻んでいると。単に助けられるのが嫌だという方が、やはり非常にプライドの高い方も多いわけで、自分から発する何かチャンスを住民の方から提示されるとか、町会長さんからちょっと声がかかるとか、何かそういったつながりをつくるためのツールとして何があるかとか、そんなような示唆もこの中でぜひやっていただいて、一方的な支援ではなくて、やはり本人がどう自分から動くかというふうな環境づくりを住民がどうつくるかみたいな、そんな視点をぜひ入れていただきたいというふうに思います。

○小林委員長 ありがとうございます。おっしゃること、よくわかります。ですが、要するに、ここでは見守りということで切り取って議論していますので、少し足りないところがある。この中に見守りも入っておりますので、その辺の書き方ですね。よくわかりました。

私の提示したものは、ある団地でこういう取り組みを始めたということで出していただいたのですが、これだと全体がわかります。住民の情報が一通りわかるとこういう図が描けます。

しかし、今、牧野委員がおっしゃったような形で、例えばサロンとか何かを中心にしてできてるような地域のつながり、それをあらわすのももちろん必要なことだと思いますし、いろんな手法があると思いますので、今の例を、牧野委員からご提供いただいて、ここに入れていただいたほうが、私のものよりもいいかもしれません。すみませんが、ご提供いただければと思います。

藤原委員、どうぞ。

○藤原委員 先ほど、NPOに関しても、もう少し記載といたしますか、強調してもいいのではないかというようなご意見はあったと思うんですけれども、私もまさしくそのとおりだと思っております。例えば、先ほどの通院の同伴の件ですけれども、私は医療センターの物忘れ外来の診療を担当しているのですけれども、やっぱり何人かは記憶障害で通院が困難な方とか、体はお元気なんですけれども、単に時間どおり来られないとか通院を忘れるというだけで、区の職員の方や包括の方がじきじきに連れてこられる場合があります。結局、2時間、3時間、一番お忙しい時間をそれで費やされていることがあって、そういった状況を、本当にある意味、税金の有効活用という点で考えると、まだまだNPOが頑張れる部分があるかと思うんですね。こういったいろいろすき間の部分で、ボランティアさんとか民生委員さんにはやっぱりちょっと荷が重過ぎるだろうという部分を、NPOがもっと活躍してもいいんじゃないかと思います。

これは東京都の会議ですけれども、やはり東京都のようにNPOの資源とか人材とかも豊富

なところがどんどんモデル事例を出していけば、それを見習って、全国レベルでのNPOの有効活用の事例になるかと思しますので、ぜひ事例の中で、何かNPOの有効活用を入れていただければと思います。

○小林委員長 多分、地域支援と見守りというテーマになってくると思います。やはり見守りもと生活支援の両方が必要なことは確かなので、工夫して、できるだけ入れていただくことにいたしますので、よろしくお願いします。

では、瀧脇委員、どうぞ。

○瀧脇委員 何で先ほどのようなことを言ったかというのと、支援していると、最初は訪問とか、定期的に安否確認するとか、アパートの人が集まるイベントをやったりとか、そんな感じではないんですけども、だんだんと年をとっていくと、通院が必要になってきたりだとか、ごみがふえ出したりだとか、酒の空き瓶がふえ出したりとか、そういうことがでてきます。そういうところは一緒に家事援助的というか、家事労働と一緒にやるような感じで生活を維持することができていくと思うんですね。

しかし、その先に、どうも生活の乱れというものの背景に病気だとか介護だとかというもののニーズがありそうだということがわかってきたときに、地域包括に相談したりだとか、区の高齢者の福祉課に相談したりだというふうに進んでいきます。地域の側から見ると、そのように最初に住まいの支援をして、生活のサポートをしていって、そして、必要が出てきたら医療や介護に結びつけていくというのが、人のライフサイクルを考えても順当な組み立てであって、それが同時に専門職と非専門職の役割分担にもなる。そこが逆転すると、専門職の方の負担がものすごくふえていったりだとか、コストがすごく高くついたりだとか、そういうような問題に結びついていくと思うんです。

その点で、後で生活支援サービスというのがこの報告書に出てくるんですけども、サービスとしての生活支援ということと、それから、地域の中で生活に寄り添っていくということとは少し区別したほうがよくて、サービスというよりか家族代わりのサポートに近いような、そういう資源というものを各地域で育てていく必要があると思います。

もう1点、さっきの牧野委員の話に関連してですが、サロンみたいなことをやっている、高齢者の方は結構、就労とかボランティアとか、そういうことをやりたいという相談が多いんですね。そういう方たちの力も地域の互助力を高めていく上で必要だと思うので、もし生活のサポートとかにもう少し事業として広がりを持ってくると、高齢者がたくさんボランティアや就労に、地域の役立つ就労についていく。それが介護予防にもなって、そして、その人たちが

働くことによって、働いてくれれば、それが一番の見守りになるんですね。働きに来なくなったら、すぐ家を見に行けばいい。そういうような流れを少し盛り込んでもらえるといいなと思いました。

○小林委員長 地域支援、生活支援と見守りというようなテーマになりますが、そこまでできるかどうかわかりませんが、おっしゃったことはよくわかりますので、考えさせていただきます。

○羽石委員 私のほうは、その一つの資源として、私がちょっと最近障害者施設とかに回ったりなんかしていて、やっぱりその施設も、自分たちも見守られたいけれども、見守りたいというふうなご意見も結構あったりして、自分たちの施設を活用できないかというふうなことの提案もあったりするんですね。特に東日本大震災を契機に、余計そういうことが非常に強く感じるようになったということなので、ちょっとそういう障害者施設、授産施設などもやはり視野に入れた資源として見ていくのもいいと思います。

○小林委員長 それでは、その情報を、すみませんが、事務局のほうにお届けください。

ほかはいかがでしょうか。時間がもう10分過ぎてしまいましたが、山田委員、どうぞ。

○山田委員 それに加えて、緩やかな見守りというところを加えるというところの確認だけであれば。特にこの（1）の事例は、地域の何でもない方がこの方の見守りを、私たち専門職ができなかったのに、してくれたというお話なので、そこら辺の組み合わせかと思います。

○小林委員長 そうですね、それも事務局のほうにまた振っておきますので、よろしく願いいたします。

事務局、どうぞ。

○新田課長 この事例のところは、皆さんワーキングに出ている方はご存じだったと思うんですけども、当初は地域住民や地域の資源の役割というようなものも書いていたのですが、なかなか整理の仕方が複雑になってしまったということもあって、今、地域包括支援センターやシルバー交番を主体に書いているところなので、そういう緩やかな見守りやNPOなどの役割をそれぞれ事例の中で何かコラム的に書いていくなど、そういうやり方が一つできるかと思うので、それは事務局と委員の皆様にご相談させていただければと思います。

○小林委員長 ただ、これははっきりしていますけれども、困難事例をきちんと専門機関がやらないと住民はついてこないですね。これははっきりしている傾向だと思います。地域住民は見ていますから、「包括が出てきて、ああ、こういうふうにやってくれたんだ」ということになると、「じゃ協力しよう、情報も出そう」ということになります。この辺が多分一つの肝か

なという気もいたします。事例の書き方の問題かとも思います。

ほかはよろしいでしょうか。

○坂倉委員 坂倉でございます。

ちょっと私、ワーキンググループの中で聞き落としてしまったのかもわからないんですけども、今の章ではなくて1章の6節のところ、人材の育成の部分なんですけれども、非常に重要なところだと思いますが、これって、あとワーキンググループは1回しかありませんので、どのような方針になっていきそうかだけ確認させていただければと思います。

○小林委員長 事務局、どうぞ。

○新田課長 見守りの種類というところで整理させていただいた、緩やかな見守りや、担当による見守り、こういう見守りを担う人材を地域で育成していかななくてはいけないということで、どういう観点から育成していけばいいのか、そういう方にどういうことを求めていくかということで、時間は余り残されていませんが、整理していきたいと思っています。

○坂倉委員 今お話を伺って、先ほどのケース、事例をしっかりまとめていくというのは、いろんな立場の方がご自身の立場でどう行動すればいいかというケーススタディとしては、非常に有効かなというふうに思いました。

○小林委員長 あとは特に何かご発言ありますでしょうか。

石黒委員、どうぞ。

○石黒委員 この手引きの内容そのものではなくて、手引きができた暁に、これを実現するために、ぜひともお願いしたいことがあるんですけども、この手引きの中に事業者の役割ですとか、いろいろ住宅のことが書いてあるんですけども、実は八王子市で、さりげない見守りの事業者への見守り協定の拡大を今進めているところなんですけども、J K Kからは断られました。それで、J K Kの方と、どうしてかというお話もさせてもらっているんですけども、緊急対応は個人情報クリアできるのでいいんですけども、予防的な心配だという段階ですとか、それから、ちょっと気になるぐらいのことでは情報提供できないということなんです。ましてや滞納の情報なんかとんでもない話だということなんです。いろいろお話を聞く中では、J K Kそのものというよりは、都市整備局の温度と福祉局の温度が違うんじゃないかと担当の方がおっしゃっていたので、これができた暁には、福祉局のほうでつくるわけですから、都市整備局のほうにぜひとも働きかけをお願いしたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○小林委員長 では、これはよろしくお願いたします。きょうは部長もお見えになっている

ことですから、よろしくお願いいたします。

あとはいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○小林委員長 それでは、大分時間が過ぎてしましまして申しわけありませんでした。

私から最後に1つだけ。P D C Aの仕組みとこのアセスメントシートをもうちょっと統合して書いたほうがいいのではないかということですね。そこが一つ課題かなと思いましたので、これは山田委員にお願いしたいと思います。

それから、最初のところの「今、何故、見守りが必要なのか」とか、どのように見守りの仕組みができるのかという、これはコミュニティの問題ですので、この辺、坂倉委員に少し書いていただいているのかなという気がするのですが、いかがですか。

○坂倉委員 断れない。

○小林委員長 そうですね。その辺もちょっと見ていただければと思います。

○坂倉委員 はい、わかりました。

○狩野委員 先生、ちょっと。

○小林委員長 はい、どうぞ。

○狩野委員 今の発言だと、J K Kが協定を断ったということで、事情はよくわかりませんが、既にうちは、板橋区、立川市、三鷹市、昭島市、清瀬市、東大和市と、見守りの協定を結んで、今もまたほかの区とその準備をしている最中なんですけれども、ちょっとどの程度の協定の中身を求めるかということについては市のほうのお考え等があって、そこが合わなかったのだと思いますけれども、一応J K Kとしても、今既に6区市と協定を結んで、それを広げていこうというふうに取り組んでいるところですので、細かい内容はまたご相談をしていただければと思います。

○小林委員長 協定については、この中にも書くことになっております。このように進めてくださいというような事例も書くことになっておりますので、ぜひ協定の推進のほうはよろしくお願いいたします。

あとはよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○小林委員長 では、私のほうはこれで終わらせていただきます。

事務局からどうぞ。

○新田課長 それでは、今後のスケジュールについて、資料3-5を御覧ください。

本日の皆様からいただいた意見等を踏まえまして、事務局において修正作業を行いまして、3月6日の水曜日ですけれども、第10回のワーキンググループにおいて手引きの最終案を検討する予定です。それを受けまして第4回の全体会議を、既に皆様にご連絡をしておりますけれども、3月25日の月曜日、午後6時から開催したいと思います。何とぞよろしく願いいたします。

3-5の下のところにありますけれども、今後の手引きの作成スケジュールですけれども、第4回の全体会議で確定した原稿につきまして、4月に入ってからレイアウト・印刷を行いまして、5月を目途に、区市町村ですとか地域包括支援センター等関係機関に配布したいというふうに考えております。

最後に、本日の配布資料につきまして、改めてお願いいたします。

傍聴にお越しの皆様におかれましては、資料3-4、分厚い原稿案の資料ですけれども、ここはまだ未定稿ということで、大変恐れ入りますけれども、席上に残したままお帰りいただくようお願いいたします。

また、委員の皆様におかれましても、参考資料として配布した見守りアセスメントシートにつきましても席上に残したままに、お持ち帰りになられませんかのように、よろしく願いいたします。

事務連絡は以上です。

○小林委員長 では、大変長時間になりました。きょうは大変ありがとうございました。これで散会いたします。

午後9時19分 閉会